

○山梨市民総合体育館設置及び管理条例施行規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨市民総合体育館設置及び管理条例（平成17年山梨市条例第99号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、山梨市民総合体育館（以下「総合体育館」という。）の管理及び利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 総合体育館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、山梨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 総合体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の日の翌日（その日が前号に規定する日に当たるときはその翌日）
- (3) 12月28日から翌年の1月4日まで（前号に掲げる日を除く。）

(利用許可の申請等)

第4条 条例第5条の規定により総合体育館の利用許可を受けようとする者は、総合体育館利用許可申請書（様式第1号）を次により教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 各種大会及び行事等で利用するとき、利用月前9月から7日までとする。
- (2) 各種練習等定期的に利用するとき、利用月前2月から7日までとする。
- (3) その他トレーニングルーム等を個人で利用するとき、利用日とする。

(利用許可)

第5条 前条の申請があったときは、教育委員会はこれを審査し、適当と認めたときは、総合体育館利用許可書（様式第2号）を交付する。

2 前項の利用許可は、申請の順序による。ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定する。

3 前項ただし書の場合は、市内の者を優先する。

（学生等の利用許可の制限）

第6条 個人で利用する者のうち、高等学校、中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）、小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）に在学する者の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 高等学校、中学校に在学する者は、午後7時まで

(2) 小学校に在学する者は、午後5時まで

（利用許可の取消し等）

第7条 総合体育館の利用許可を受けた者が、許可の取消し又は許可事項の変更をしようとするときは、利用期日前7日までに、総合体育館利用（変更）取消申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、運営上支障がないと認めるときは、総合体育館利用（変更）取消承認書（様式第4号）を交付する。

（使用料の減免）

第8条 条例第9条第2項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、総合体育館使用料減額（免除）申請書（様式第5号）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項により申請を承認したときは、総合体育館使用料減額（免除）承認書（様式第6号）を交付する。

（遵守事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可しない施設、設備又は器具を利用しないこと。

(2) 危険物及び危険のおそれのある物を持ち込まないこと。

(3) 火気又は喫煙は、所定の場所以外で行わないこと。

(4) 利用が終わったときは、係員にその旨を告げ、点検を受けること。

(5) 中学校、小学校に在学する者がトレーニングルーム及び軽スポーツ広場を利用する場合は、保護者又は専門的な知識を有する指導者が同伴すること。

(6) その他係員の指示に従うこと。

（管理上の入室）

第10条 利用者は、係員が管理上の必要により利用中の施設に入室する場合は、拒むことができない。

（免責）

第11条 利用者が、教育委員会の責めによらない事故のために身体的損傷等を受けた場合は、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

（指定管理者に係る規定の読替え）

第12条 条例第15条の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合における第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条及び様式第1号から様式第6号までの規定の適用については、第2条中「山梨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による法人その他の団体であつて市長が指定するものをいう。）」とし、第3条中「教育委員会が特に必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、」とし、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とし、第11条中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会又は指定管理者」とし、様式第1号から様式第6号までの規定中「山梨市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とし、様式第2号及び様式第4号中「山梨市会計管理者」とあるのは、「指定管理者」とする。

（帳票の様式）

第13条 この規則に定める帳票の様式は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山梨市民総合体育館使用規則（昭和59年山梨市規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月28日教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(旧様式により作成した用紙に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の第1条から第3条までに規定する規則に規定する様式又は書式(以下「旧様式」という。)により作成した用紙は、この規則による改正後の様式又は書式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式により作成した用紙は、当分の間、これを修補して使用することができる。

附 則(平成18年12月25日教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(旧様式により作成した用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の第1条から第4条までに規定する規則に規定する様式又は書式(以下「旧様式」という。)により作成した用紙は、この規則による改正後の様式又は書式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式により作成した用紙は、当分の間、これを修補して使用することができる。

附 則(平成20年12月24日教委規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日教委規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日教委規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日教委規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

総合体育館利用許可申請書

年 月 日

山梨市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名

代表者 氏 名

T E L

次のとおり山梨市民総合体育館の利用許可を申請します。

館 長	担 当 リーダー	担 当	受付日 . . 受付第 号
利用目的 (予定人員 人)			
利用日時		午前・午後・夜間 年 月 日 (時～ 時)	
利用施設 ☐ アリーナ(全面) ☐ アリーナ(北) ☐ アリーナ(南) ☐ 弓道場 ☐ 卓球室 ☐ 会議室		☐ 武道館(全面) ☐ 武道館(北) ☐ 武道館(南) ☐ 多目的室(全・北・南) ☐ トレーニングルーム ☐ 軽スポーツ広場 ☐	
備付器具 ☐ 利用する (器具利用申請書のとおり) ☐ 利用しない		使用料 1 施設 _____円 2 割増金 _____円 3 器 具 _____円 4 シャワー室 _____円 合 計 _____円	
特別の設備等 ☐ 利用する ☐ 利用しない			
入場料の徴集 ☐ 徴集する ¥ _____ ☐ 徴集しない			
会場利用責任者 住 所 氏 名 T E L			領収日付印

※該当するところに○印又はレをつけてください。

様式第2号(第5条関係)

(表)

総合体育館利用許可書(領収書)

年 月 日

様

山梨市教育委員会



次のとおり山梨市民総合体育館の利用を許可します。

		許可年月日	・	・	
		許可番号	第		号
利用目的 (予定人員 人)					
利用日時		午前・午後・夜間・全日 年 月 日 (時～ 時)			
利用施設 ☐ アリーナ(全面) ☐ アリーナ(北) ☐ アリーナ(南) ☐ 弓道場 ☐ 卓球室 ☐ 会議室		☐ 武道館(全面) ☐ 武道館(北) ☐ 武道館(南) ☐ 多目的室(全・北・南) ☐ トレーニングルーム ☐ 軽スポーツ広場 ☐			
備付器具 ☐ 利用する (器具利用申請書のとおり) ☐ 利用しない		使用料			
特別の設備等 ☐ 利用する ☐ 利用しない		1 施設 _____円			
入場料の徴集 ☐ 徴集する ¥ _____ ☐ 徴集しない		2 割増金 _____円			
		3 器具 _____円			
		4 シャワー室 _____円			
		合 計 _____円			
会場利用責任者 住 所 氏 名 T E L					領 収 日 付 印
利用条件 裏面のとおり					

上記の金額を領収しました。

年 月 日

山梨市会計管理者



(裏)
利 用 条 件

- 1 許可証は、利用当日必ず受付まで提示してください。
- 2 利用時間は、厳守してください。延長は認めません。利用時間には、準備及び整理、清掃の時間も含まれます。
- 3 体育館及び武道館は、土足厳禁ですので、必ず室内用シューズを持参してください。シューズもフロアをき損するおそれのある場合は、利用を禁止いたします。
- 4 下足室の周知徹底をお願いいたします。
- 5 各競技場内及び観覧席での飲食、喫煙は禁止します。持込みの飲食物のゴミ、空ビン等は、各自お持ち帰りください。
- 6 危険物の持込みや動物を連れての入館はもちろんのこと、酒気を帯びての利用はできません。
- 7 体育施設の許可を受けた目的以外に利用し、又は転貸することはできません。
- 8 いったん納めた使用料は、原則としてお返ししません。
- 9 施設に特別の設備をしたり、変更しようとするときは、あらかじめ管理者の承認が必要です。
- 10 施設に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただきますのでご注意ください。
- 11 体育館施設器具の準備及び整理は、係員の指示により団体が作業してください。
- 12 利用の際に必要なラインテープ、ボール等の消耗品は、すべて利用者が準備してください。
- 13 利用した競技場、更衣室は他の利用者の迷惑にならないよう清掃、後片付け等してください。
- 14 競技終了後は、その旨を受付まで連絡してください。

様式第3号(第7条関係)

総合体育館利用(取消)変更申請書

年 月 日

山梨市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名

代表者 氏 名

T E L

次のとおり山梨市民総合体育館の利用変更(取消)を申請します。

館 長	担 当 リーダー	担 当				受付日 . . . 受 付 第 号
取 り 消 す と	許可番号	第 号	利用施設		還 付 金 円	
	許 可 年 月 日	. .	使 用 料			
変 更 す る と き	区 分	変 更 前	変 更 後		還 付 金	
	利用施設				円	
	利用目的					
	利 用 日	. .	. .		増 加 使 用 料	
	利用時間	時～ 時	時～ 時		円	
	使 用 料	円	円			
会場責任者 住 所 氏 名 T E L					領 収 日 付 印	
変更理由						

様式第4号(第7条関係)

総合体育館利用(取消)変更承認書(領収書)

年 月 日

様

山梨市教育委員会



次のとおり山梨市民総合体育館の利用変更(取消)を承認します。

					許可年月日 . . 許可番号 第 号	
取り消すと	許可番号	第 号	利用施設		還付金 円	
	許可年月日	. .	使用料			
変更するとき	区分	変更前	変更後		還付金 円	
	利用施設					
	利用目的					
	利用日	. .	. .	増加使用料		
	利用時間	時～ 時	時～ 時	円		
	使用料	円	円			
利用条件					領収日付印	

上記の金額を領収しました。

年 月 日

山梨市会計管理者



様式第5号(第8条関係)

総合体育館使用料減額(免除)申請書

年 月 日

山梨市教育委員会 様

住 所
申請者
氏 名

次のとおり利用したいので、山梨市民総合体育館設置及び管理条例第9条第2項の規定により使用料を減額(免除)くださるよう申請します。

1 団 体 名

2 利用日時 年 月 日 午 前後 時～午 前後 時

3 利用目的

4 利用施設 アリーナ、武道館、弓道場、卓球室、会議室、多目的室、トレーニングルーム、軽スポーツ広場

5 減額(免除)申請の理由

山梨市民総合体育館設置及び管理条例第9条第1項第 号該
当のため

様式第6号(第8条関係)

総合体育館使用料減額(免除)承認書

年 月 日

様

山梨市教育委員会



次の利用について、山梨市民総合体育館設置及び管理条例第9条第2項の規定により使用料を減額(免除)を承認します。

1 団体名

2 利用日時 年 月 日 午 前後 時～午 前後 時

3 利用目的

4 利用施設 アリーナ・武道館・弓道場・卓球室・会議室・多目的室・トレーニングルーム・軽スポーツ広場

5 減額(免除)承認の理由

山梨市民総合体育館設置及び管理条例第9条第1項第 号該当のため

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）